

#### 4 県立社会福祉施設のあり方について

##### (2) 宮城県第二啓佑学園入所者の地域生活移行

###### 経緯又は現状・課題

宮城県知事による「みやぎ知的障害者入所施設解体宣言」の理念については、障害者の地域生活というニーズを実現するため、宮城県第二啓佑学園においても、宣言の内容にもある「たどり着くべき島影をしっかりと視野に入れて、船の進むべき方向」を明確する必要がある。

県立社会福祉施設の役割を考慮した場合、法定義務以外の採算性・広域的支援機能等が該当し、民営化又は即閉園という枠組みからは除外され、当面の間については、県立施設(県立民営)として運営されるべきという方向性が検討されている。

第二啓佑学園の現状として、若年層(20歳代)の重度知的障害者が在籍し、強度行動障害を有している者や、33%が自閉症・自閉的傾向であり、地域での受け皿整備・支援関係事業の充実が伴わないとスムーズな移行は困難である。また、現在、仙台市が援護の実施者である者が43%であり、県立施設を利用しているが、在宅へのシフトを考えた場合には、政令指定都市である仙台市の方針・施策・事業に左右される現状がある。

###### 提案する内容

下記の年次計画案に基づき、概ね5年間で約22人の地域生活移行等を図る。

【地域生活移行等年次計画案】	H17	H18	H19	H20	H21	H22
定員	30人	30人	30人	啓佑学園併設	啓佑学園併設	閉園
現員	30人	27人	23人	19人	17人	—
入所見込(4月1日付)	3人	未定	未定	未定	未定	—
退所見込 (年度末)	家族・関係機関との調整を図り、随時検討とする。					
家庭復帰	3人	4人	4人	2人	未定	—
グループホーム	他施設待機者9人(平成17年7月1日現在)					
他施設経由での 地域生活移行	その他、地元の施設を経由し移行が可能な者について検討する。					

※障害者自立支援法、及び地域生活移行関係事業(仙台市含)の動向を見据え、毎年度見直し検討する。

※平成21年度 現員17人－他施設経由での移行者数＝民間施設または宮城県船形コロニー等へ編入

解体宣言を出した宮城県船形コロニーと同様に、県との確認後、原則的には新規入所は受け付けられない方針とする。具体的には、近々制度の変更予定がある宮城県知的障害者援護施設入所指針に係る入所規定の策定に反映させる。ただし、平成17年度までの宮城県第二啓佑学園待機者等については、方針決定前の決定事項として捉え、必要に応じて入所として処理する。

セーフティネット該当者については、短期入所事業等を利用して受け入れ、広域的支援機能については、今後も継続とする。

他施設の待機者については、第二啓佑学園側としても、相手側施設に対して一定期間職員を派遣させ、障害特性・処遇方法等を実践の場で待機施設側へ伝える等、積極的に働きかける。

宮城県啓佑学園の年齢超過児についても、基本的には出身地に近い施設への移動、または地域生活に向けた取り組みを行い、受け皿は宮城県第二啓佑学園という、児者一環という単純な流れは原則的に考えないものとする。

第二啓佑学園の在籍者状況より、強度行動障害者や、自閉症・自閉的傾向な者への地域生活実現のため、現行重介護型グループホーム支援事業等、地域生活支援事業についても拡充されるべきである。

建物の順次空いたスペースについては、宮城県啓佑学園と併せて、短期入所事業の受入数増等を図るため、居室・活動の場として利用する。

###### その他、根拠法令等

みやぎ知的障害者入所施設解体宣言 障害者自立支援法案(改革のグランドデザイン)の理念  
みやぎ障害者プラン(地域生活移行支援プロジェクト)  
県立社会福祉施設のあり方について